

出水市電子入札用電子証明書（I Cカード）

届出手順書

（工事・委託編）

出水市政策経営部契約検査課

1 はじめに（電子入札システムとＩＣカードについて）

出水市では、鹿児島県及び県内の市町村と電子入札システムの共同利用を行うこととしております。

平成２０年度から電子入札の試行を開始し、今後、その運用を拡大していく予定です。

電子入札とは、「インターネットから入札書を提出できる」システムです。

従来の入札では、入札案件ごとに入札会場に向いて入札する必要がありましたが、電子入札では、自分の会社から入札書の提出を行えるようになるため、移動コストや人件費の削減につながります。

この「離れた場所からでも入札を行えること」が電子入札の最大のメリットですが、離れた場所からでも入札書を、「安全」で「確実」にやりとりをする仕組みを考える必要があります。このため、電子入札ではＩＣカードを用いた「電子認証」を利用し、離れた場所からでも「安全」・「確実」に入札書の提出を行えるようにしています。ＩＣカードは、入札書の暗号化や書類の作成者を証明する「電子署名」に利用されます。インターネットで使用する「社印」のようなものと考えてください。

今回、県と共同開発した電子入札システムは、「電子入札コアシステム」を利用して構築しているので、コアシステムに対応した認証局が発行したものであれば、どの会社のＩＣカードでも利用できます。また、既に国土交通省等の実施する電子入札でＩＣカードを取得している場合は、名義の確認が必要ですがそのカードを出水市の電子入札でもご利用いただけます。

ただし、カードを購入しただけでは出水市の電子入札には参加できません。

出水市の電子入札に参加するためには、会社で利用するＩＣカードの届出を行い登録番号の交付を受ける必要があります。これは、会社の印鑑証明書を届け出る作業に相当すると考えてください。

本書では、出水市へのＩＣカードの登録手順について解説します。

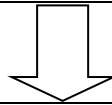
2 電子入札システム利用開始までの流れ

出水市の実施する電子入札に参加するまでの準備には、次のような作業が必要となります。

- 1 機器・環境の準備（パソコン、インターネット、ICカード及びカードリーダー）

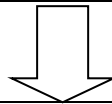
電子入札に必要な機器・環境を準備します。（かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの「システムの設定」をご覧ください。）

ICカードはセットアップ作業が必要です。



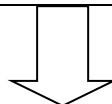
- 2 ICカード届出・利用者登録番号の取得（本書）

取得したICカードを出水市へ届け出てシステムの利用者番号の交付を受けます。

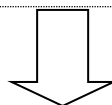


- 3 システムの利用者登録（本書及び電子入札システム操作マニュアル）

取得した利用者登録番号で、ICカードをシステムに登録します。



- 4 必要に応じて「システム操作研修」や「模擬入札」などへ参加して、システムの操作を学習しておいてください。



- 5 出水市が実施する電子入札への参加

実施時期については、ポータルサイト等でご案内いたします。

※ 取得したICカードは出水市へ届け出て、システムへの利用者登録を完了しなければ電子入札システムを利用することはできません。

※ 電子システムの利用者登録には、費用はかかりません。ただし、書類の郵送等に係る費用はご負担ください。

※ 電子システムの利用に当たっては、「かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約」や出水市の定める運用規程等の内容をよく確認しておいてください。（規約に同意しているものとみなします。）

3 ICカード登録に必要となるもの

出水市の実施する電子入札に参加するためには、出水市の入札参加資格を有している必要があります。また、システムを利用するためのパソコンやインターネット環境のほか、電子入札コアシステム対応認証局の発行する「ICカード」と「ICカードリーダー」が必要です。

電子入札コアシステム対応認証局については、下記のホームページに連絡先一覧が掲載されています。

(電子入札コアシステム開発コンソーシアム)

<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inndex.html>

※ コアシステム対応認証局をご覧ください。

ICカードの発行申込には、印鑑証明書や商業登記簿本、名義人の住民票等が必要になります。カードの価格や有効期間は認証局により異なるので、各認証局へ確認してください。また、カードの発行までには数週間から1ヶ月程度の期間が必要となります。

認証局からはICカードと一緒に、ICカードの格納情報を確認するための書類（登録証等）が添付されますので、この書類を大切に保管してください。出水市へのICカード登録手続には、登録証の写しが必要になります。

4 ICカードに関する留意点

(ICカードの名義について)

取得するICカードは、「会社の代表者」または「年間委任状を受けている受任者」の名義で取得してください。(出水市の入札参加資格登録内容と照合します。) これ以外の名義で取得したカードの使用は認めません。

(複数のICカード登録について)

ICカードは、破損・紛失等をした場合に備えて複数枚の登録を認めるものとします。ただし、異なる名義のICカードを一度に登録することは認めません。(代表者名義のカードと受任者名義のカードを一度に登録することは認めません。) 複数枚のカードを登録したい場合は、同じ名義で複数枚のカードを取得してください。なお、2枚目以降のICカードは「追加」のICカード登録(第2号様式)となります。

(複数の入札参加者を有する場合)

工事と委託(建設コンサルタント等)の両方の入札参加資格を持つ場合、工事用と委託用をそれぞれにICカードを取得する必要があります。(1枚のカードを工事・委託の両方を使用することはできません。)ただし、工事と物品(または、委託と物品)の入札参加資格を有する場合は、1枚のカードを工事・物品の両方に使用することが可能です。詳しくは、ICカード登録窓口でご確認ください。

5 ICカード届出に必要な書類・提出方法

電子入札用ICカードの届出に必要な書類は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 電子入札用電子証明書(ICカード)届出書
(第1号様式、追加の場合は第2号様式)(2) 認証局の発行するICカード登録証等の写し(3) 利用者登録番号返信用封筒 1部(初回登録時のみ) |
|--|

(1)と(2)の書類については、登録を行うICカードごとに作成してください。

(3)の返信用封筒は初回登録時のみ必要です。

出水市の(工事・委託)ICカード登録受付窓口は、政策経営部契約検査課となります。

ICカード登録受付窓口(工事・委託)

出水市 政策経営部 契約検査課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 電話番号0996-63-2111 E-mail: keiyaku_c@city.izumi.kagoshima.jp (受付期間) 8:30から17:00(土日祝日及び年末年始の休日は除く)
--

(提出方法)

上記の窓口まで、郵送又は持参してください。持参の場合は、時間外の受付はできませんのでご了承ください。

6 ICカード届出書類の作成方法

1) 電子入札用電子証明書（ICカード）届出書

第1号様式

電子入札用電子証明書（ICカード）届出書

令和 年 月 日

出水市電子入札システム責任者 様

出水市入札参加資格
者登録の内容を記載
してください。

住 所：
商号又は名称：
代表者職氏名： 印（登録印）
電 話 番 号：
（許可番号等）：

下記のとおり、電子入札システムで使用する電子証明書（ICカード）に関する情報
を届け出ます。

記

1 電子証明書（ICカード）に関する情報

氏名：

住所：

電子証明書（ICカード）発行認証局名：

電子証明書（ICカード）番号：

電子証明書（ICカード）有効期限：

所属企業の住所：

所属企業の商号又は名称：

ICカードの登録内容を
記載してください。（認証
局の発行する登録証等の
内容を記載します。）

2 電子証明書（ICカード）の使用用途

出水市の実施する

{	<input type="checkbox"/> 建設工事	<input type="checkbox"/> 物品	}	案件への電子入札関連事務
	<input type="checkbox"/> 建設委託	<input type="checkbox"/> 役務		

3 添付書類

電子証明書（ICカード）登録証等の写し（1部）
（届出担当者）

部署名：

担当者氏名：

建設工事、建設委託のいずれかの
欄にチェックを入れてください。
工事と委託の両方の資格を有す
る場合は、それぞれ別のICカー
ドを使用してください。

※代表者印又は代表者印は、電子入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

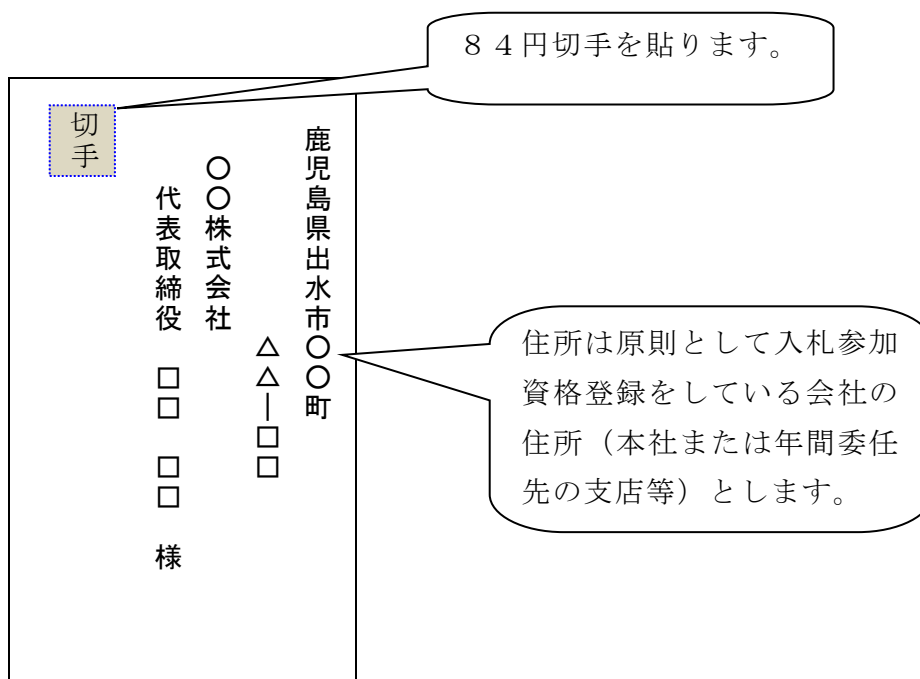
登録内容について確認する場合が
ありますので担当者名（部署名）
を御記入ください。

2) 認証局の発行するICカード登録証等の写し

認証局からICカードを取得した際に添付される登録証の写しです。同じ名義のカードであっても、カード番号が異なりますので、登録したいカードの登録証の写しを添付してください。(ICカードの番号を確認してください。)

3) 利用者登録番号返信用封筒

初回登録の際は、受付完了後、利用者登録番号を発行します。利用者番号通知書の送付用に長形3号の封筒に84円切手を貼り、送り先として自社の住所を記入して添付ください。なお、送り先の住所は原則として本社または年間委任を受けている受任者(支店等)の住所とします。(誤送信を避けるため。)



※ ICカード登録の際に発行される利用者登録番号は、電子入札システムへICカード登録を行う際に使用する各会社固有の番号となります。第三者にこの番号が漏れた場合、会社と全く関係のない名義のICカードをシステムに登録されるなど、悪用される可能性がありますので、利用者登録番号の取扱いには十分注意してください。

7 電子入札システムへの利用者登録

出水市へのICカード届出を行い、利用者登録番号の発行を受けたら、電子入札へのICカード登録を行います。

利用者登録に当たっては、ICカード及びカードリーダーのソフトウェアのセットアップを完了しておく必要があります。ICカードのセットアップの方法については、ICカードを購入した認証局へご確認ください。

電子入札システムへの利用者登録方法の詳細については、「かごしま県市町村電子入札システム操作マニュアル（工事・委託編）」の「2-3 利用者情報の新規登録」を参照してください。システムへのICカード登録が完了したら、電子入札システムが正しく動作するかを確認ください。

8 システムへの利用者登録ができない場合

利用者登録がうまくいかない場合は、次のことを確認してください。

- ・システム画面上部に「時計」が表示されているか？
→時計が表示されてない場合は、Java Policy の設定を確認してください。それでもうまくいかない場合はICカードのセットアップが正常に完了していない可能性がありますので、ICカードを購入した認証局へお問い合わせください。
- ・業者情報を検索しても「資格審査情報に登録されている商号又は名称を入力してください。」というメッセージが表示されます。
→商号名称の記入に間違いがないかを確認ください。スペースや全角半角の入力間違いの可能性があります。利用者番号の通知書に記載している商号名称を入力してください。

その他、不明な点がありましたら、出水市のICカード登録受付窓口か電子入札システムヘルプデスクへお問い合わせください。

（電子入札システムヘルプデスク）

電話：099-201-3770（平日8:30～17:00）

FAX：099-286-5905

※ 電子入札システムポータルサイトへのお問い合わせフォームからインターネットで問い合わせすることができます。

（電子入札システムポータルサイト）

<http://www.kagoshima-e-nyuusatsu.jp/>